

特別助成金に関してのよくあるご質問

お問い合わせ	財団よりの回答
助成事業の対象となる事業費とは	原則として、スポーツ事業に必要な全ての経費が対象になります。主に、会場設営費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、スポーツ用具費、講師・審判等への謝礼、旅費等です。
対象となる種目について	特に種目は限りません。スポーツ競技全般が対象です。
予算に国外経費（飛行機代、海外での滞在経費）を計上可能か	特に制約はありません。
予算に保険料を計上可能か	可能です。
審査について	当財団の審査委員会にて行います。
合否の通知について	決定後、合否に関わらず速やかに郵送にて連絡いたします。
助成金の交付について	指定の口座に振り込みます。
事業の報告について	事業が完了してから2ヶ月以内に「青少年スポーツ振興に関する特別助成金事業実施報告書」（指定書式）により、財団宛に報告してください。
助成事業完了報告書とは	ホームページからダウンロードが可能です
助成金の経理について	助成金を受けた団体は、助成事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して記録し、その支出内容を証する書類を整備しておいてください。 「青少年スポーツ振興に関する特別助成金事業実施報告書」にて報告いただきます。
同期間内での1件以上の事業の申請は可能か	特に制約はありません。
否認された事業を次の申請期間（あるいは次年度）に再度申請することは可能か	実施時期に問題がなければ、可能です。